

紀

要

第 15 号

2002. 3

滋賀県文化財保護協会
法人

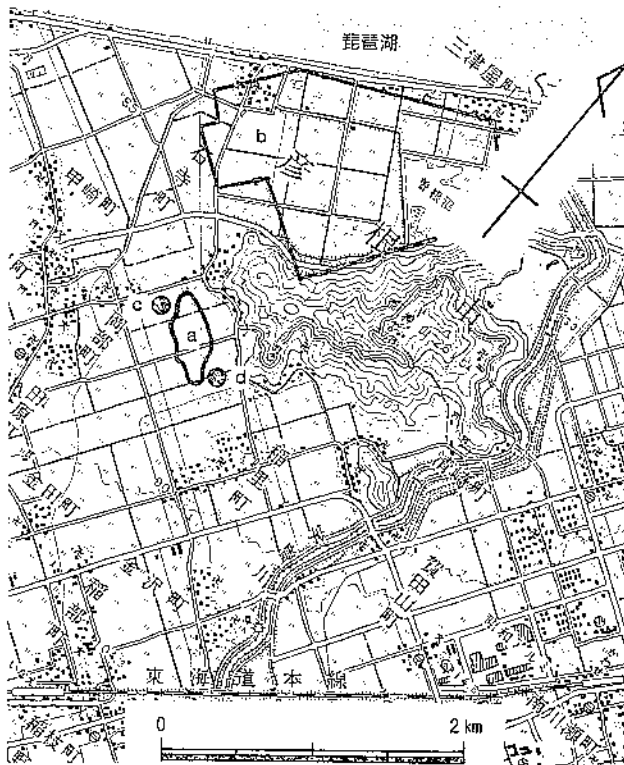
弘福寺領愛智郡平流荘について

北原 治

1. はじめに

荒神山（標高 261.5m）は滋賀県彦根市南部の琵琶湖岸に位置する独立山塊である。この名前は明治の廃仏毀釈まで山頂にあった「平流山奥山寺」の三宝荒神に由来する。寺院の山号である「平流」は古代において「覇流」や「平流」と記された犬上郡南西部から愛智郡北東部一帯を指す地名であった。この地には、古代において東大寺や弘福寺の所領が存在したことが絵図や文書によって知られている。

東大寺の所領は正倉院に伝来する天平勝宝 3 年（751 年）の『近江覇流村墾田地図』⁽¹⁾によって詳細に知ることができる。東大寺覇流荘の研究は弥永貞三氏⁽²⁾や谷岡武雄氏⁽³⁾などによってなされており、荒神山西方に位置する曾根沼付近にあったことが明らかにされている。



a. 平流荘推定地 b. 『覇流村墾田地図』の範囲
c. 下岡部廃寺 d. 屋中寺

図 1 周辺位置図

弘福寺（奈良県明日香村）は別名『川原寺』と呼ばれた官大寺であり、齊明天皇の川原宮跡に天智朝前半期（662～667 年）頃、創建された寺院である。この所領は延久 2 年（1070 年）の『近江国弘福寺領庄田注進状』⁽⁴⁾（以下、『庄田注進状』とする）によって、愛智郡 2 条 7 里・8 里、3 条 16 里に愛智郡平流荘が存在したことが記されており、弥永貞三氏⁽⁵⁾によって彦根市稲里町付近と比定されている。

近年、平流荘の推定地周辺で土地改良事業や農道整備事業に伴う発掘調査が実施され、古代の集落立地がある程度明らかとなった。また、この地域は大正 13 年～昭和 11 年の耕地整理によって地形が大きく改変されており、現状から旧地形を探るのが困難であるが、最近、彦根市から明治初期の「耕地絵図」⁽⁶⁾や「地券取調総絵図」などをもとにした小字図が刊行され、本来の地形をある程度推察することが可能となった。今回はこれらの資料をもとに弘福寺領平流荘の位置を再検討してみたい。

2. 『近江国弘福寺領庄田注進状』にみる平流荘

『庄田注進状』によると、平流荘は愛智郡 2 条・3 条に 11 町 4 段 298 歩の寺田（表 1）が存在したことが判る。弘福寺寺家の焼失とともに基本史料が失われたため、詳細については不明であるが、近江国伊香郡にあった伊香荘（所在地不明）とともに天智天皇により施入されたと伝えられている。和銅 2 年（709 年）の『弘福寺水陸田目録』⁽⁷⁾によると、弘福寺の所領は 8 世紀初頭の段階で 7 力国 14 ヶ所（約 200 町）が確認できる。このなかで近江国の所領は「依智郡田壹拾壹町壹段參拾陸歩 伊香郡田壹拾町貳段貳百貳拾捌歩」とあり、それぞれ平流荘と伊香荘に対応する。このことから、平流荘は天智天皇の施入かどうかは別として、著名な讃岐国山田郡所領などとともて 7 世紀代に施入された荘園の 1 つであったとみて間違いないであろう。

平流荘の位置を探る前に、『庄田注進状』が作成

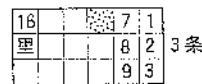
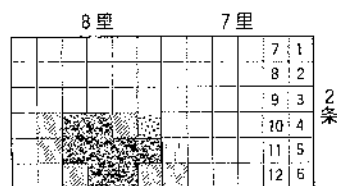
された背景について説明したい。弘福寺は9世紀後半以降、東寺の勢力下に入り、11世紀後半～12世紀始め頃に完全に東寺の末寺化していった。この時

表1 延久2年の『近江国弘福寺領庄田注進状』に記載された寺田面積

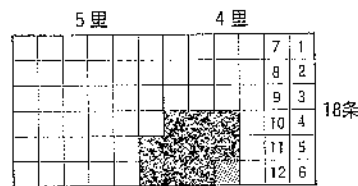
平流荘			伊香荘			
所在地	面積		所在地	面積		
	町	段		町	段	歩
2条7里35坪	3	280	18条4里22坪	9	240	
36坪	5	100	23坪	9	180	
2条8里4坪	0	144	24坪	5	264	
5坪	8	260	28坪	1	0	
6坪	7	120	29坪	1	0	
10坪	5	0	30坪	8	338	
11坪	9	288	34坪	9	144	
12坪	1	0	35坪	1	0	
16坪	9	0	36坪	1	0	
17坪	9	288	5里5坪	9	150	
18坪	9	0	6坪	1	0	
22坪	9	72	合計	10	2	236
23坪	9	280				
24坪	5	0				
28坪	5	212				
29坪	6	44				
3条16里13坪	1	0				
個別記載合計	11	4	288			
文書合計値	11	4	298			

点で弘福寺の所領が東寺長者の管理下に入るとともに、弘福寺（寺と寺辺所領）自体も東寺長者の進止の対象に成り下がっている。⁽⁸⁾延久2年の『庄田注進状』は、新たに所領の実権を握った東寺長者が、実体を失っていた各地の所領の回復を画策していく一連の流れの中で作られたものと考えられている。この文書は、残されていた過去の記録をもとに権利主張の証拠として作成されたものであり、当時の平流荘の姿を示すものではない。ただ、この訴えに対して、近江国司が弘福寺所領と認める裁定を下していることから、内容は概ね妥当なものであったと考えられよう。⁽⁹⁾

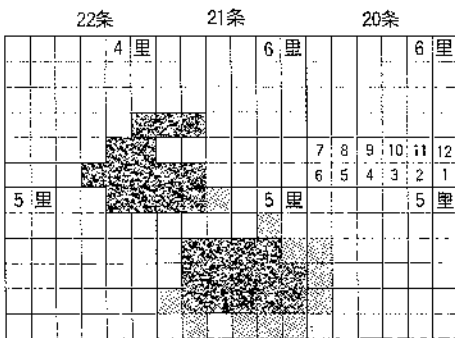
谷岡武雄氏の研究によると、平流荘の所在する愛智郡の条里は隣接する犬上郡や神崎郡の条里とともに(N-33~34度-E)に偏して施行されており、条数が北から南に1条、2条…と進み、里数も鈴鹿山地から琵琶湖岸に向かって進むとされる。2条・3条の位置は『近江潮流村墾田地図』に記された1



2-1 平流荘

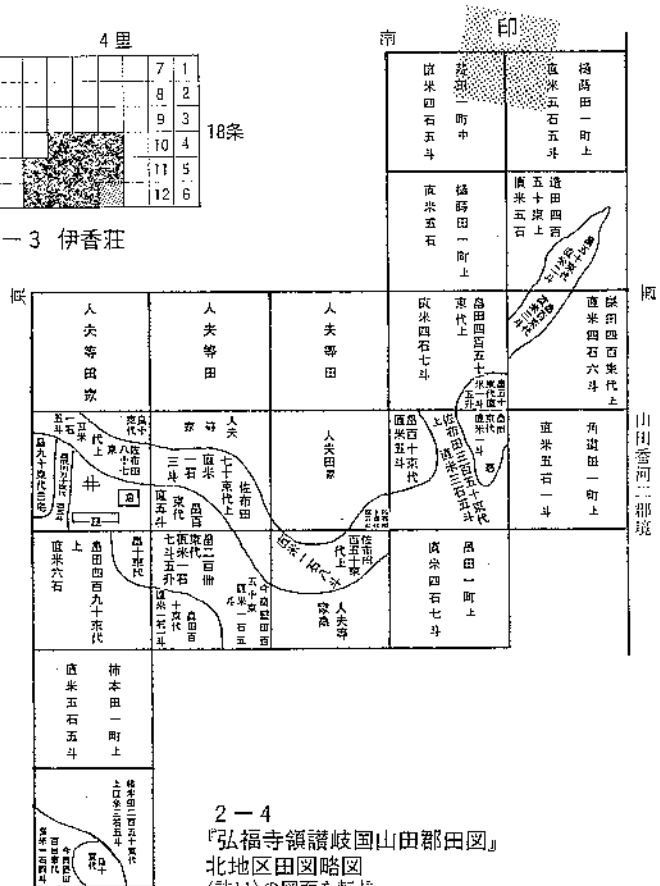
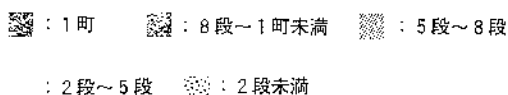


2-3 伊香荘



2-2 広瀬荘〔天平20年(748年)〕

坪に占める荘域の占有面積



2-4 『弘福寺領讀岐国山田郡田図』北地区田図略図 (註1)の図面を転載

図2 弘福寺領の荘園

条の位置から、荒神山の南側に確定するものの、これらの里の位置は特定されていない。なお、里内部の坪は北東角を1坪とし、南側に向かって2坪、3坪…と進み、7坪が1坪のとなりになる平行式である。

2-1図は『庄田注進状』に記載された平流荘の寺田(表1)を坪ごとに占める寺田の割合(寺田占有率)を加味して条里マスに表したものである。これをみると、所領の縁辺部の坪では占有率が低く、内部の坪ではいずれも占有に近い状況であることが見てとれる。

3. 弘福寺領の荘園景観

平流荘の景観を探るため、和銅2年(709年)の『弘福寺水陸田目録』に記載された弘福寺所領のうち、比較的よく史料が残っている讃岐国山田郡所領(香川県高松市)と大和国広瀬郡広瀬荘(奈良県北葛城郡広陵町南部)について見ていきたい。

山田郡所領の史料は天平7年(735年)の紀年銘をもつ平安時代後期(11世紀後半から12世紀初頭頃)の写本「弘福寺領讃岐国山田郡田図」が伝来する。これにより山田郡所領は南地区約8町と北地区約12町で構成されており、それぞれの地区は内部に若干の空閑地を含むものの、口分田や人夫家を領域内に含まない構造であったことがわかる。また、北地区にある三宅(荘所)は田や畑の面積に含まれずに記載されている。この荘園は、石上英一氏の研究によって、南地区・北地区が別個の水系に属していることから、空閑地の開発でなく、既墾の熟田を核とした既成の農業経営体が所領として施入されたことが明らかとなっている。このことから、山田郡所領は荘所と既墾田からなる一円所領であり、賃租耕営に従事する「人夫」(公民)が寺田周辺に居住していたことが判明した。

次に、大和国広瀬郡広瀬荘は天智天皇の皇女水主内親王によって施入されたとされており、天平20年(748年)に弘福寺僧綱に言上した広瀬荘の目録が知られている。目録に記載された36町の水田・陸田の位置を広瀬郡条里に当てはめてみると、1町の空閑地を挟む2ヶ所の領域(2-2図)が復元できる。この領域は縁辺部に1町に満たない面積の坪

が存在するものの、内部の寺田がいずれも坪1町を占有していることから、一定範囲を占有する構造が想定できる。これは内部に口分田や集落などを含まない山田郡所領と同様の構造といえよう。また、水田や陸田などの記載とは別に庄家(荘所)や瓦山(瓦工房)の所在地名を含んだ記載があることから、坪の位置が明らかな耕地とは別の地点にこれらの施設が所在したことがわかる。

また、近江国伊香郡伊香荘(2-3図)では18条4里、5里の隣接するする11ヶ所の坪に寺田が存在した。このうち、領域の隅にあたる4里24坪が5段264歩であるほかはいずれも8段以上を占めており、耕地化できない空閑地の存在を考慮すると、山田郡の荘園や広瀬荘と同様に一円所領であったと考えられる。

これらの和銅2年以前の弘福寺所領は、口分田や耕作者の住居を領域に含まない一定範囲の既墾田を占有する一円所領であった可能性が高い。

これを平流荘に当てはめてみると、縁辺部の寺田を領域の中心側にかためるとともに、3条16里13坪の寺田を隣接する18坪に寺田をもつ2条8里に隣接する位置に設定すると、第3図のように平行四辺形を呈する荘域(耕地範囲)が復元できる。

4. 平流荘の現地比定

平流荘のある愛智郡2条・3条は犬上郡との郡界となる宇曾川から琵琶湖までの約3.5kmの区間に存在する。里の境界から判断して荘域の記載と同じ

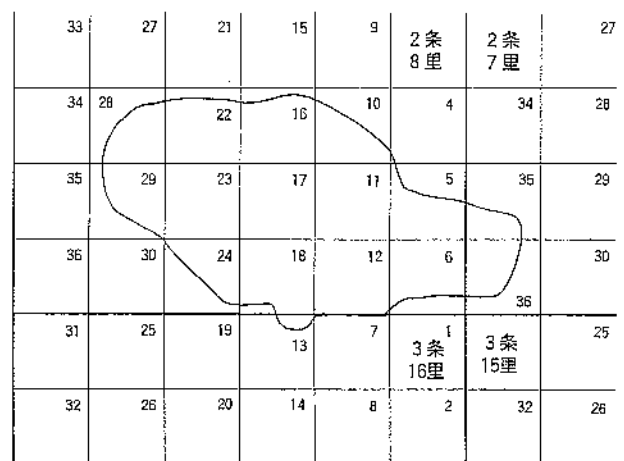


図3 平流荘の荘域復元図

坪並が取れる範囲をこの区間で探すと5ヶ所（A～E）確認できる。この5ヶ所について、耕地整理以前の地形を示す小字図（第4図）を使用して平流荘の旧地であった可能性を探っていく。

想定地A（薩摩町）は琵琶湖浜堤の後背湿地に位置し、条里地割がみられない。この地区は明治初期においても沼沢地が多く残っており、条件的に東大寺平流荘周辺と大差のない開墾が困難な場所であることから、7世紀後半段階で耕地化していたとは考え難い。

次に、想定地B（下西川町）の北側には「東大寺田」の南側の大半を占める「大村寺田」が存在する。高橋美久二氏は想定地Bの南東にある下岡部廃寺が小字「大村」に位置することから、この寺跡を大村寺跡と推定している。想定地Bは大村寺とその寺田に挟まれた場所である。この寺田は北端が『平流村墾田地図』に記されているものの、その範囲は明らかでない。ただ、その東西の長さが約1kmにも及ぶことから、かなり広い範囲を占めていたことが推測され、想定地Bも大村寺田の範囲であった可能性が高いといえよう。なお、下岡部廃寺からは川原寺式軒丸瓦の出土が知られている。

想定地D（稲里町）は弥永貞三氏によって平流荘と比定され、現在の定説となっている場所である。位置比定の根拠は想定地D付近で2条の北半が荒神山に重なることから、2条北半の坪を荘域に含まない平流荘と地形的に一致することが挙げられている。

しかし、想定地Dの旧地形を細かくみると、北西隅（8里28・29坪）が小字名「屋中寺」の畑地Bと重なっていることが判る。石田茂作氏は耕地整理関係者からの聞き取り調査によって、小字「屋中寺」に白鳳寺院の屋中寺の金堂ないし塔とみられる礎石建物跡と南門と考えられる掘立柱建物跡が存在したことを報告している。また、周辺の発掘調査（1996年度調査トレンチF区、1998年度調査トレンチ）では、8～9世紀頃と思われる建物や溝が検出されており、寺院周囲の微高地に奈良時代頃の集落が存在したとみられる。想定地Dでは寺田であるべき場所に寺院や集落が存在したこととなり、極めて不自然である。そのため、想定地Dを平流荘とすることは困難である。

明確に条里地割が残る想定地E（稲里町、金沢町）は、想定地B～Eの範囲を灌漑した寺井用水路の上流に位置し、水利の上で最も有利な場所である。ただ、この付近での発掘調査がまったく行われておらず、考古学的なデータは皆無に等しい。そのため、現状では肯定も否定もできない。

最後に残った想定地C（上岡部町・下岡部町）は屋中寺跡と下岡部廃寺跡の間の条里地割が施行された低地に位置する（図5）。ここに荘域を設定した場合、荘域の東～北端は条里地割の水田と宇曾川旧流路の痕跡を示す条里地割の施行されていない水田の境とほぼ一致する。つまり、寺田の占有率4%の2条8里4坪では、5坪の全域を占める字「下堀ノ前」がわずかにくい込んできており、占有率50%の8里10坪では字「北はじ上」と字「松ノ木立」が坪を南北に2分している。また、坪の9割以上を占有している8里16坪・22坪の場合、字「蜘蛛糸」が坪の大半を占め、北東部のみ字「船橋」が入り込んでいる。このように、荘域の東～北側では明治初期の小字境界を荘域の境界に当てはめても矛盾が生じないことが判る。

次に、この周辺（図6）では県営土地改良事業や農道整備事業に伴って1993年～1998年に発掘調査が実施されており、縄文時代早期～鎌倉時代の遺構・遺物が確認されている。そのうち、平流荘と関連する時期の遺構・遺物は1994年度調査トレンチ9（以下94-T9と略記する）や96-TFなど14ヶ所から8世紀～9世紀前半頃のものが出検されている。この付近は昭和初期の耕地整理などにより微

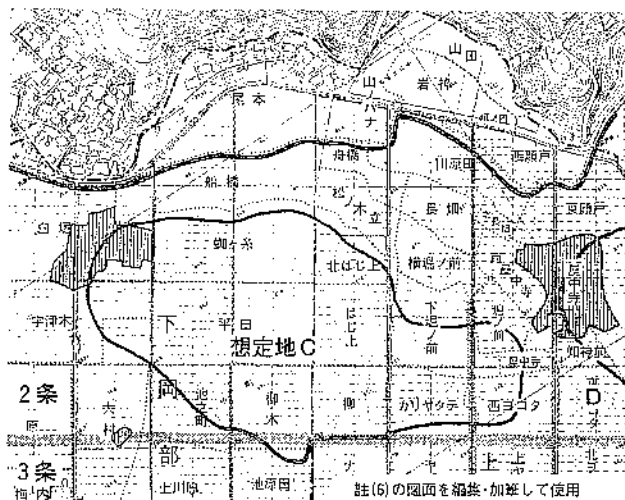
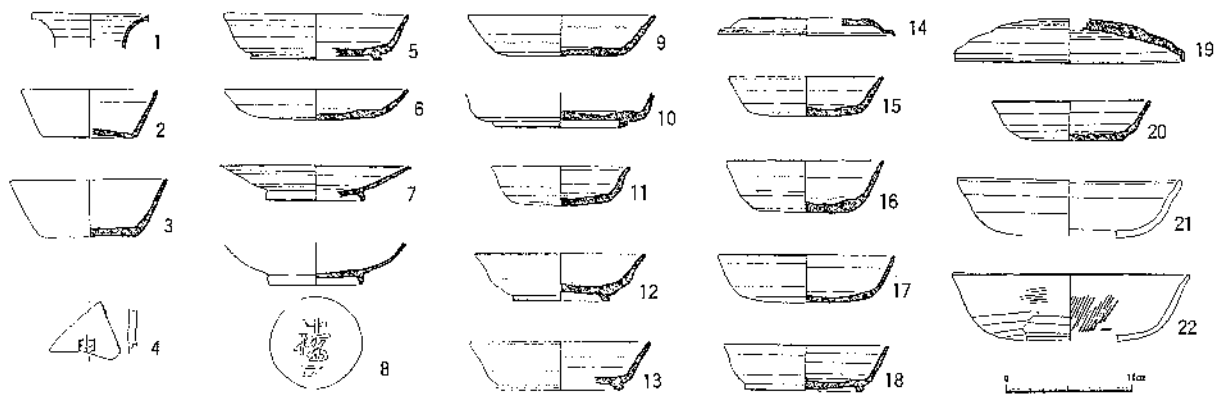


図5 想定地C周辺図



1~8 : 98トレンチ出土
 9・10 : 96-T F区出土 14~18 : 93-T 13, T 14区出土
 11~13 : 96-T 7, T 8区出土 19~22 : T 9, T 10区出土

93 T : 1993年度調査トレンチ(屋中寺廃寺遺跡)
 94 T : 1994年度調査トレンチ(屋中寺廃寺遺跡)
 96 T : 1996年度調査トレンチ(屋中寺廃寺遺跡)
 98 T : 1998年度調査トレンチ(橋原遺跡)

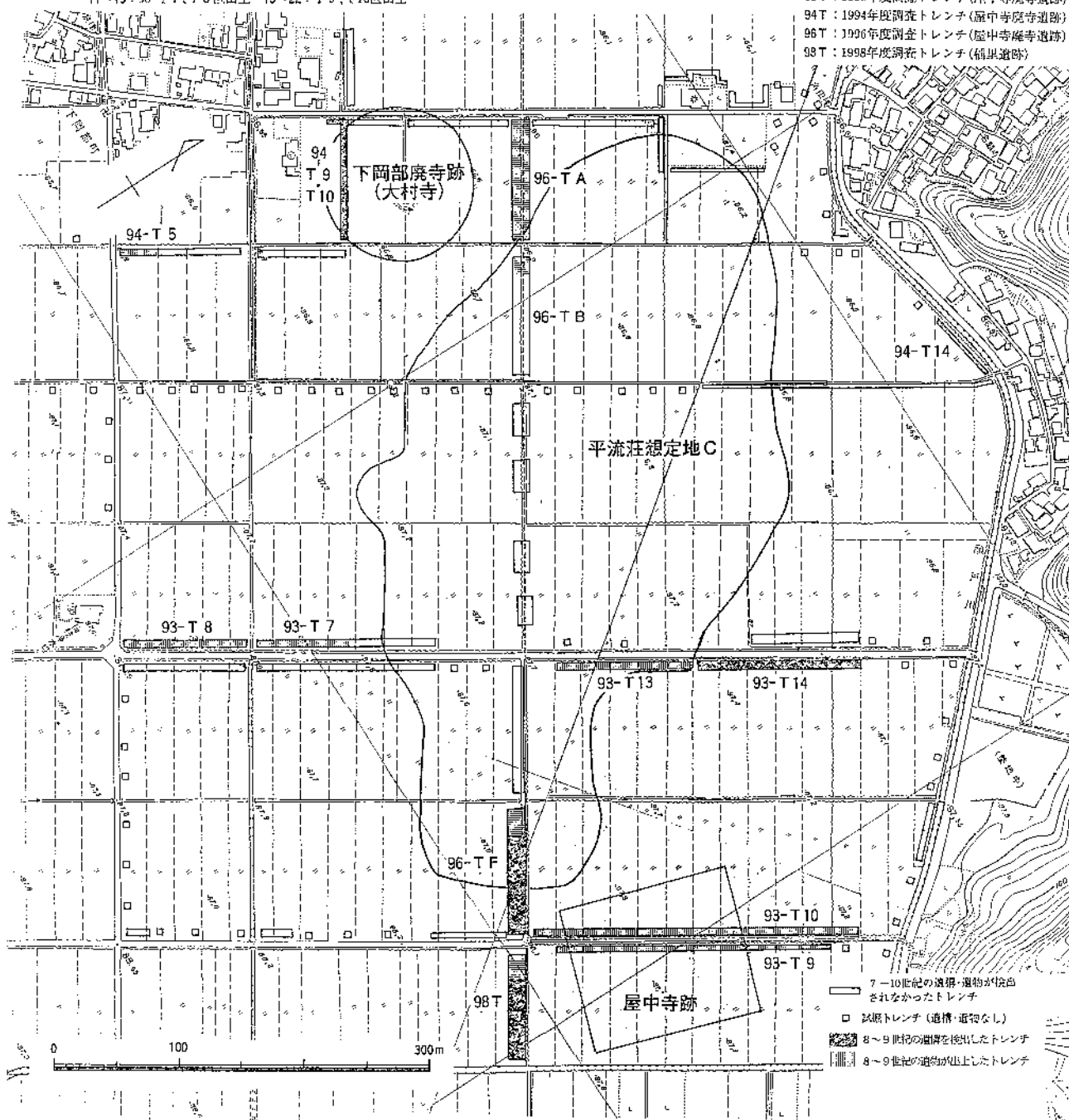


図6 平流荘想定地周辺の発掘調査

高地が削られていたため遺存状況は良くなかったが、屋中寺跡南側(96-TF・98T)で2×3間の掘立柱建物や溝、寺跡北側(93-T14)で土坑や石列遺構、下岡部廃寺跡西側(94-T9・10)で庇をもつ掘立柱建物などの遺構が検出されている。これらはいずれも荘域想定地の外側に位置する。また、遺構に伴わない遺物の大半は、後世の遺構や整地土から出土したものであるが、これらも想定地内ではほとんど出土していない。こうした状況からみて、奈良時代から平安時代前期頃には想定地の外側のみ小規模な集落が点在し、想定域は水田や畑などの生産領域であったか、荒地であったと考えられる。当該時期に耕地が存在した確証は得られなかったものの、想定地内で最も標高が高い南東部(96-TF・98T)において、古墳時代前期以降～平安時代前期の直線的な溝が7本確認されている。これらは集落周辺にあった水田などを灌漑するために造られたものとみられ、位置的にみて、想定地周辺の灌漑に用いられたものと考えられる。このことから、想定地Cでは一円的な荘域(田・畑)周辺に小規模な集落(人夫家)が散在する『山田郡田図』的な景観が推定できよう。また、先に述べた荘域境界と地形の整合も考慮すると、現状では想定地Cに平流荘が存在した可能性が最も高いといえよう。

5. まとめ

かつて彦根市南部に存在した弘福寺領平流荘の位置比定を行ってきた結果、これまでの定説であった稲村町の地区に隣接する上岡部町・下岡部町地区をその旧地とする結論に達した。ここはわずか600mを隔てるに過ぎない2つの白鳳寺院の屋中寺と下岡部廃寺(大村寺)の間、まさに両者の寺域と接するような場所である。この寺田がいかなる経緯で弘福寺へ施入されたかは明らかでないものの、下岡部廃寺に川原寺式軒丸瓦が使用されていた事実は、弘福寺(川原寺)への寺田施入と氏寺としての下岡部廃寺(大村寺)や屋中寺の建立が中央との強い政治的な繋がりのもと、密接に関連して展開した事象であったことを推察させるものといえよう。

註・参考文献

- (1) 片平博文『近江b 近江国霸流村墾田地図』(金田章裕ほか編『日本古代荘園図』東京大学出版会、1996年)
- (2) 弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』日本歴史新書1962年
- (3) 谷岡武雄『平野の開拓—近畿を中心として—』古今書院、1964年
- (4) 竹内理三編『平安遺文』3東京堂出版、1992年
- (5) 前掲2) 弥永論文
- (6) 金田章裕、佐野静代ほか『彦根 明治の古地図1』彦根市、2001年
- (7) 石上英一『山田郡田図関連史料集成I』(『高松市埋蔵文化財調査報告第32集』高松市歴史民俗協会、1996年)
- (8) 石上英一『古代荘園と荘園図』(前掲1と同じ)
- (9) 前掲4)
- (10) 前掲3) 谷岡論文
- (11) 大山真充『考古学と弘福寺領讃岐山田郡田図』(『研究紀要I』財団法人香川県埋蔵文化財調査センター、1993年)
- (12) 石上英一『讃岐 弘福寺領讃岐山田郡田図』(前掲1と同じ)
- (13) 前掲7)
- (14) 奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復元図』1980年
- (15) 高橋美久二『彦根の古代』(生涯学習通信講座資料)、彦根市教育委員会 1998年
- (16) 前掲2) 弥永論文
- (17) 石田茂作『白鳳寺院址三題』『考古学雑誌』27-10号、1945年
- (18) 北原治『屋中寺廃寺遺跡』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会、1998年
北原治『稲里遺跡』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会、2000年
- (19) 寺井は彦根市金沢町乙合で宇曾川より取水し、この一帯の1,534反の水田を灌漑していた主要水路である。
- (20) 神保忠宏『普光寺廃寺 屋中寺廃寺』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会、1995年
北村圭弘『屋中寺廃寺』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会、1997年、前掲18)

編集後記

本号では、縄文時代から古代にいたる7編の論考を掲載することができました。時代はやや古い方へ偏っていますが、中身は環境に関するものや、土器論、個別の遺跡にかかわるものなど多岐にわたったものとなっています。これらの論考が、私たち埋蔵文化財の調査に携わる者の一助となり、さらに文化財の保護・普及啓発活動の一翼を担っていくことを願っています。(☆)

平成14年(2002年)3月

紀 要 第 1 5 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel (077)548-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel (077)523-2580 Fax(077)524-6668